

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1-2  
氏 名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田邊 宏

令和4年4月1日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

|                     |                       |  |
|---------------------|-----------------------|--|
| 事業の範囲               | 収集・運搬・中間処理・<br>最終処分の別 | 収集・運搬  |
|                     | 取り扱う一般廃棄物の種類          | 事業系一般廃棄物（家屋解体に伴う一般廃棄物など）、ボサ・草木・伐根等   |
| 営業所の所在地及び名称         |                       | 帯広市西23条北4丁目1-2<br>有限会社 タナベ   |
| 許可期間                |                       | 令和4年4月18日から<br>令和6年4月17日まで   |
| 一般廃棄物の収集を行うことができる区域 |                       | 中札内村全域   |
| 許可条件                | 収集した廃棄物の搬入場所          | 帯広市西24条北4丁目1番地5<br>十勝圏複合事務組合 くりりんセンター<br>帯広市空港南町南11線西32番1外<br>山口重機有限会社 南町処理場 |
|                     | その他                   | ・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。<br>・各種関連法規を遵守すること。                           |

令和4年4月15日

中札内村長 森田 匡彦

